

文書問題調査特別委員会議事順序

令和6年7月19日(金)
午後1時30分
大会議室

開 会

- 1 諸 報 告
- 2 提出資料について
- 3 資料配布等の申し出の取扱いについて
- 4 法的アドバイザーの選任について
- 5 職員アンケートの実施について
- 6 証人尋問の取扱いについて
- 7 今後のスケジュールについて
- 8 資料提出の要求について
- 9 そ の 他

閉 会

齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について（令和6年3月12日現在）

①五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯

令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。

先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長をされています。井戸敏三兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学理事長をはじめ兵庫県行政に深く関わってこられました。

令和3年8月に知事が反井戸の齋藤元彦氏に交代してからは知事はじめ県幹部との関係に溝が出来ていたようです。とにかく齋藤氏は井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名です。

お亡くなりになられた日の前日ですが、齋藤知事の命を受けた片山安孝副知事が五百旗頭先生を訪問。要件は機構の●●●●をされている●●●●●●、●●●●●●のお二人の解任についての通告です。相談ではなく、通告です。

来年1月は阪神淡路大震災から30年の区切りの時を迎えます。機構の役割・使命を果たす事実上最後の大きな契機であると言っても過言ではないと思います。●●、●●●●●●はまさにこの分野における第一人者であり、井戸前知事が要請し、兵庫県政に関わってこられました。五百旗頭理事長もお二人には全幅の信頼を寄せておられているにも関わらず、このタイミングでの副理事長解任はハッキリ言って、五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません。

あまりに突然の県からの通告に、先生はその時点では聞き置くに止め、片山氏にはお引き取り願ったそうです。その日、帰宅されてからも、齋藤知事のあまりの理不尽な仕打ちに憤慨され、夜も眠れなかったそうです。翌日、機構に出勤されてからも、周囲の職員に同様の胸の内を明かされたそうです。そして、その日の午後に機構の理事長室で倒れられ、急性大動脈解離で急逝されました。

急性大動脈解離は激昂などの情動的ストレスがトリガーになることもあるといえます。齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です。

②知事選挙に際しての違法行為

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に際して、兵庫県職員である●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●は、選挙期間以前から齋藤元彦立候補予定者について、知人等に対する投票依頼などの事前運動を行った。●●●●●●は自分の居住地である●●●●●●幹部等に対して「自分は選挙前から齋藤のブレーンだった。お前ら言うこと聞けよ」と恫喝している。

○公職選挙法違反、地方公務員法違反

また、選挙公約の作成、選挙期間中の運動支援など、多岐にわたり選挙運動を手伝った。

○地方公務員法違反

その時の論功行賞で、この4人はそれまでの人事のルール無視でトントン拍子に昇任。結果的に彼らが行ったことを裏付けすることとなっている。

いのか」と非難され、一方では、すぐにレスすると「こんなことで僕の貴重な休み時間を邪魔するのか」と文句を言う。人事異動も生意気だとか気に入らないというだけで左遷された職員が大勢いる。

これから、ますます病む職員が出てくると思われる。

○（職員からの訴えがあれば）暴行罪、傷害罪

※ この内容については適宜、議会関係者、警察、マスコミ等へも提供しています。
しかし、関係者の名誉を毀損することが目的ではありませんので取扱いにはご配慮願います。兵庫県が少しでも良くなるように各自のご判断で活用いただければありがたいです。よろしく願います。

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2024年7月12日金曜日 14:02
宛先: 議事課 組織
件名: 陳述書 (渡瀬康英)
添付ファイル: 20240712提出物一式.zip

兵庫県議会文書問題調査特別委員会 委員の皆様

渡瀬康英の妻の[REDACTED]でございます。
このたびは主人のことでご迷惑をおかけし、申し訳ありません。

7月10日に家族だけで葬儀を執り行い、静かに見送りました。あまりにも突然のことで、いまだに実感は湧きません。
しかし、主人がこの間、県職員の皆さんのためを思ってとった行動は、決して無駄にはしていないと思っています。

主人が最後の言葉を残していました。
そこには一死をもって抗議をするという旨のメッセージとともに、19日の委員会に出頭はできないが自ら作成した「陳述書」および参考の音声データの提出をもって替えさせてほしいこと、そして百条委員会は最後までやり通してほしいことが記されていました。
この主人が作成した陳述書および音声データを資料として委員会に提出いたしますので、委員会として、その遺志を受けとめていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主人が残したこれらのメッセージは公表していただいて結構です。職員、県民の皆さんに広く知っていただきたいと思っております。

奥谷委員長をはじめ委員の皆さまのご尽力によって、この問題の真実が解明され、主人が望んだ職員の皆さんが誇りをもって働ける兵庫県庁となることを、遺族一同願っています。

令和6年7月12日
[REDACTED]

スポーツ振興や健康増進などの各種活動を通じた地域課題の解決ならびに地域経済の発展に公民連携で取り組んでいる。知事はスポーツ関連の各種行事や屋外でのイベントなどに際に●●●●●のスポーツウェアを着用している。

(5月8日の定例記者会見で知事自ら「連携協定の関係でスポーツウェアを着ることにしている」と発言した。)

(後段)

Q 「視察先やカウンターパートの企業を選定する際には、“何が貰えるか”が判断材料だとか」とはいつ誰から聞いたのか

A 実際に話として聞きましたが、時期、相手とも記憶にありません。

Q 「企業リストには備考欄があって、“役得”が列記されているとか。」とはいつ誰から聞いたのか

A 実際に話として聞きましたが、時期、相手とも記憶にありません。

Q 「とにかく貰い物は全て独り占め。特産品の農産物や食品関係も全て。あまりの強欲、周囲への気配りのなさに、秘書課員ですら呆れているという噂。」とは

A 日時は伏せますが、知事が西播磨に来た時に、道の駅で地元の農産物を少しお土産として渡した際に、●●●●●と●●●の分も渡すと、●●●●●が「ありがとうございます。いつも知事が一人で持って帰られるので、すみません」と言われた。

※令和4年8月 兵庫テロワール旅の録画

Q 「出張先での飲食は原則ゴチのタカリ体質、お土産必須。そのため、出張先では地元の首長や利害関係人を陪席させて支払いをつけ回す。出張大好きな理由はこれ。現場主義が聞いて呆れる。」の具体例はあるか

A 令和4年11月7日に西播磨総合庁舎で実施した「西播磨地域づくり懇話会」の席上で●●●の地ワインが話題になった時に「まだ飲んでいないので・・・またお願いします。」と催促の発言。その後、●●●からワインとぶどうジュースを1本ずつ提供されている(定価：5,500円)。

A 「出張先では地元の首長や利害関係人を陪席させて支払いをつけ回す」は根拠なく、言い過ぎかも知れません。

Q 包括協定に基づく物品の提供についてどう考えているのか。

A 特定の営利企業との包括協定は企業にとっては絶好のPRとなり、随意に協定の相手方を選定し、その見返りとして当該企業から知事個人が物品の提供を受けることは収賄にあたる可能性がある。

5 政治資金パーティ関係

Q 商工団体へのP券の件はいつ誰から聞いたか

A 政治資金パーティ券の販売については県職員OBの間で問題があると大きな話題になっていたようで、いつ誰からということは忘れましたが、OB職員の方から聞きました。
(パーティ：令和5年7月30日実施)

Q 具体的な内容を聞きましたか

A 商工会議所、商工会役員と県幹部職員との懇親会の席上、片山副知事が含みを持たせた挨拶をした。経営指導員の削減について圧力をかけるような話を団体へもって行っているという誰からということは忘れましたが、県OB職員の方から聞きました。

Q ●●●●●●●●●●の件はいつ誰から聞きましたか

A 県職員OBの間で問題があると大きな話題になっていたようで、●●●●●が「本当ならこんなことはやりたくない」という趣旨のことを愚痴っていたという誰からということは忘れましたが、県OB職員の方から聞きました。
(●●●●●からも「片山副知事からの指示で動いているだけだ」と令和5年7月21日の懇親会の場で直接聞いた。)

6 優勝パレード

Q この件はいつ誰から聞いたのか

A 時期、相手方ともはっきりとは覚えていません。

Q 聞いた内容はどのようなものか

A 県OB職員が在職する企業・団体にかなりの協賛金拠出の依頼が県からあったようで、窓口になった者が苦勞した。その苦勞話という形でOB職員を中心に噂が広がっており、自分もその一連の流れの中で聞いた。

Q キックバックの話は本当だとすると誰でも知っている話ではないと思うがそれでも思

いだせないか

A 思いだせない。

Q 信憑性が疑われる

A 職員アンケートほか百条委員会場で究明して欲しい。

Q どのような話を聞いたか

A パレードについては職員の苦労話が多く、色んな話が庁内を飛び交っていました。その中の1つとして、兵庫県の割り当て分の収入見込みが厳しい状況にあり、知事、片山副知事が手分けして県内の頼みやすい企業へ協賛金を必死に依頼したと県OB職員から聞きました。

また、令和5年12月11日のトークイベントの席上で、●●●●●●●●が「知事から直接に依頼された」と言われていました。

その他、具体例はありませんが、県職員OBが再就職している企業、県と補助金や請負で関係がある企業等へかなり高圧的な協賛金抛出の依頼があったとの話を聞いています。

特に県OB職員間では不平不満が渦巻いているようで、その関係で仄聞しました。また、それについての投書もマスコミに届いていると聞きました。

7 ハラスメント

Q 知事のパワハラはどのような種類のものでしたか。

A 職員に対するハラスメントは、県政に関する重要事項とか施策遂行上の問題といった次元ではなく、「知らなかった」「気にいらぬ」「配慮が足りない」「生意気だ」「自分より目立った」といった知事個人にとっての不都合、不満が原因となった叱責、罵倒である。この理不尽さに職員は耐えられないと思います。

また、その影響で、本来そこまでしなくてもよいこと、公費がかかっている以上すべきでないこと（例：イベント、行事における個室の用意、姿見の手配など）が必須だったのは自分の経験でも明らか。その他知事の動線には非常に気を使い、行事によっては何回も下見をすることも。昨年度の県民躍動課の躍動カフェ担当の仕事ぶりを是非参考にしてほしい。

Q はばタンペイの件は聞いたことがあるか

A はばタンペイの顔写真のエピソードは有名な話で、●●●●が怒られて●●●●が呼ばれ、顔写真を入れるよう指示があったと聞いた。現にこの件を受けて、県民局・センターが作成するパンフ類に写真を入れるかどうか、基準はあるのかといった話が連絡会議の席上もなされた。

Q 考古博物館「出張先の施設のエントランスが自動車進入禁止のため、20m程手前で公用車を降りて歩かされただけで、出迎えた職員・関係者を怒鳴り散らし、その後は一言も口を利かなかった」兼はいつ誰から聞いたか

A 令和5年3月4日の県民局長、県民センター長の懇親会の場で、●●●●●●●●●●から聞いた。(それまでにも、事案発生直後から、知事対応の留意事項として県民局、センターで共有されていたと思います。)

それまでにも、知事対応の留意事項として県民局、センターで共有されていました。

Q その他の事例を教えてください。

A 令和4年10月下旬、西播磨県民局管内で収録されたサンテレビ番組の県広報用編集映像で知事が●の●●氏を揶揄している場面が放映され、●ファンからクレームが殺到したことがありました。その際、広報広聴課の関係職員は知事から何度も叱責されたとのこと。渡瀬も関係者として、その状況は課員から直接聞きました。テレビの収録はタイトな日程の上、知事のオーダーも多く、当日の失敗も許されないため、かなりの精神的負担を関係職員に与えていたようです。

A 令和5年6月20日前後、県立美術館がメンテナンス休館することを他から見聞きした知事が教育委員会職員を呼びつけ、「聞いてない」と強く叱責したと教委関係者から聞きました。ちなみに教育委員会所管である県立美術館の休館について教育委員会は知事に報告する義務はありません。

A 令和5年6月下旬、●●●がフランスの日本酒コンクールで最高賞を獲った新聞記事が出た際、「聞いてない」と大騒ぎになった。農林水産部の関係職員が強く叱責されたと部内職員から聞きました。

A 令和5年9月7日、フロンティアメッセ会場において、ウクライナ関係の展示を神戸市が行い、また要人が神戸市の賓客として招かれていることを知り、ウクライナ関係支援の先駆者を自任する知事が国際関係、防災関係職員(●●●●●●●●●●を除く)を罵倒した。直後の本庁政策会議の開始前の雑談の中で片山副知事が披露した話です。

A 知事室における協議時には、気に入らないことがあると机を叩いて怒ったり、激昂することは日常茶飯事で、政策会議メンバーなど主要な職員(●●、●●●、●●●●は除く)にとっってはいくらかでも経験があるはずです。

例：令和4年9月頃、●●の新埠頭の新聞記事を見て、●●●●●を叱責

令和5年10月頃、●●●●●の地域づくり懇話会の事前レクで養鶏場の悪臭問題が議題になった際に●●●●●に「こんな話を今聞かされるのか」と激怒。●●●●●が「そ

ースで取り上げられ、また、国際フロンティア産業メッセと同時開催した第1回ドローンサミットも各紙に取り上げられるなど、ドローン先進県・兵庫を全国へ発信していた。自分を蔑ろにした活躍が気に入らない知事は周囲に「ドローン事業がすごいストレスだ」と公言していた。また、新産業課との協議も全くないまま、令和4年12月19日に開催したドローンシンポジウムの際において突然知事からドローン事業の見直しを示唆する発言があり、現に令和5年度限りで明確な理由なく事業廃止となった。

また、「ひょうご神戸スタートアップファンド」事業についても好評な事業であるにも関わらずことあるごとに、「こんな事業が必要なのか」と難癖をつけられ続けた。

新産業課のその他の事業推進にあたっては、空飛ぶクルマ、ドローン、水素、スタートアップなどを議論する「次世代ブレスト」という知事・副知事・関係部長の協議の場が隔週で設定されていたが、それも理由なく、なし崩し的に開催されなくなった。知事の意向を確認できないまま、●●●●の判断により何とか次年度事業の立案・調整を進めることができたが、その結果、空飛ぶクルマの新規事業については、ほぼ調整が終わった1月中旬になって、知事から「聞いてない」「勝手にやるな」と叱責を受けることになった。

その他、ハラスメントについては枚挙にいとまがありません。

法的アドバイザー 候補者略歴



1 名前： 丸山 毅 (まるやま つよし)

2 所属事務所： 丸山総合法律事務所
代表弁護士 丸山 毅
西宮市産所町14-11 多田産業ビル4階

3 所属弁護士会： 兵庫県弁護士会

4 主な経歴

1961年3月	広島県福山市生まれ
1985年3月	東京大学法学部卒業
1989年	司法試験合格 (司法修習第44期)
1998年	ミシガン大学ロー・スクールLLM課程 修了
1992年4月～2017年3月	検事 (東京地検、大阪地検、京都地検、 神戸地検、奈良地検、長崎地検、 大分地検) (法務省法務総合研究所 教官) ベトナム司法省派遣 (JICA専門家)
2017年4月	弁護士登録

5 団体等役職

2017年4月～ (現在)	兵庫県弁護士会刑事弁護委員会 委員
2017年4月～ (現在)	兵庫県弁護士会消費者保護委員会 委員
2023年5月～2023年11月	尼崎市議会議員政治倫理審査会 会長

県職員対象アンケート調査実施要領（試案）【修正版】

文書問題調査特別委員会（以下「本委員会」という。）で取り扱う令和6年3月12日付元県民局長の文書（以下「文書」という。）について、県職員を対象としたアンケート調査（以下「本アンケート調査」という。）を下記の内容により実施する。

1 目的

本アンケート調査は、本委員会の調査事項である「文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項」について、県職員の認識状況を把握し、今後の調査の参考とするために実施する。

2 対象者

兵庫県職員（会計年度任用職員、非常勤職員を含む）

3 調査方法

庁内電子メールを職員及び組織宛に送付する。

4 回答方法

回答者は原則、インターネット（スマートフォン等で電子メールに添付されたURLへのアクセス又はQRコードを読み取る）にて、記名又は無記名のいずれかで回答を行う。ただし、希望する職員については、郵送による回答も可能とする（郵送料自己負担）。

なお、アンケートの回答に当たって無記名による回答も認めることから、委員は、「個々の回答内容の真偽は今後の調査によって明らかにすべきもので、回答内容をもって事実確定としない」という認識を共有する。

5 回答者の保護

（1）回答者の情報の保護のために、Webアンケートシステムの運用、回答の回収、データの管理等の作業については、個人情報の管理体制が整った調査機関に委託し、議会事務局では庁内電子メールの送付のみを行う。

（2）記名で回答した者の氏名については、委託先の調査機関が管理することとし、議会事務局では取り扱わない。

（3）無記名で回答した者については、システム上、特定できないようにし、氏名の特定は行わない。

6 回答内容の取扱

回答内容のうち、自由記述以外は数値化して集計し、自由記述については、個人の特定が可能な箇所や不適切な表現等を除き、活字にて公開する。

7 回答結果の取りまとめ

（1）今後の証人尋問等の参考とするため、一定の回答が集まった段階で中間報告を取りまとめる。

（2）締切り後は速やかに最終報告を取りまとめる。

8 アンケート用紙（試案）

別紙のとおり

令和6年7月 日

兵庫県職員の皆さま

兵庫県議会文書問題調査特別委員会
委員長 奥谷謙一

元県民局長の文書に記載されている7項目に関するアンケート調査へのご協力依頼【修正版】

職員の皆様におかれましては、常日頃から県政の推進にご精励賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、標記アンケート調査についてご協力いただきたく、メールにて依頼をさせていただきます。

県議会では、去る6月13日に、元県民局長の文書問題の内容を調査するため、文書問題調査特別委員会（百条委員会）を設置いたしました。一日も早く県民の県政への信頼回復を図るため、公平、公正な調査を進めてまいります。

つきましては、アンケート調査により職員の皆さまの声をお聞きすることで、今後の調査の参考としたいと考えています。

本委員会の設置目的は、特定の人物を貶めたりするものでなく、元県民局長の文書の真偽を明らかにするものであることにご理解いただいた上で、ご多用のところ大変恐縮ですが、 月 日 ()までにスマートフォン等から下記のURLへのアクセス又はQRコードを読み取っていただき、ご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【アンケート回答用紙のURL】

http://

【QRコード】



- 本アンケートは無記名または記名のどちらでも構いません。
- 本アンケートのURL及びQRコードを県職員以外の第三者に送付しないでください。
- 本アンケート調査では、回答された方の不利益等につながらないように、個人情報の管理体制が整った調査機関に委託するとともに、下記のとおり取扱いします。
 - (1) Webアンケートシステムの運用、回答の回収、データの管理等の作業については、同調査機関が行います。
 - (2) 記名でご回答いただいた方の個人情報等は同調査機関が管理することとし、議会事務局では取り扱いません。また、無記名の場合は、システム上、特定できないようにし、氏名の特定は行いません (個人アカウントやメールアドレスが紐付けされることはありません)。
 - (3) ご回答内容のうち、自由記述以外は数値化して集計し、自由記述については、個人が特定できる部分、不適切な表現等を削除の上、公開します。
 - (4) なお、郵送による回答を希望する方は、下記送付先へ郵送して下さい（郵送料は自己負担ください）。
- 本委員会では、元県民局長の文書に記載の内容に関して、実状・体験、見聞きしたことを証言できる方、または聞き取り調査等についてご協力いただける方を求めていますので、回答欄に記入いただくと幸いです。

問合せ・送付先：

元県民局長の文書に記載されている7項目に関するアンケート調査（テスト）

兵庫県職員の皆様におかれましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、〇〇月〇〇日（ ）までにご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、回答にあたり、個人アカウントやメールアドレスが紐づけされることはありません。

* 必須の質問です

1. 記入方式を選択してください。 *

1つだけマークしてください。

記名

無記名 質問6にスキップします

【記名の場合のみ】所属、氏名、連絡先を記入してください。

2. 所属

3. 氏名 *

4. 連絡先

5. 本委員会での証言や聞き取り調査等にご協力いただける方は、下記の「協力する」をチェックしてください。

当てはまるものをすべて選択してください。

協力する

6. 年代を選択してください。 *

1つだけマークしてください。

10～20代

30代

40代

50代

60代

【元県民局長文書に記載の7項目について】（Q1～7）

※選択肢B・Cについては、新聞やインターネット等で知ったものは含みません。

7. 【Q1】五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について *

1つだけマークしてください。

A：目撃等により実際に知っている

B：目撃等により実際に知っている人から聞いた

C：人づてに聞いた

D：知らない

8. 【自由記述】※その内容について、具体的に記入してください。

9。 【Q2】 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について *

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

10。 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

11。 【Q3】 次回知事選挙に向けた投票依頼について *

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

12。 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

13. 【Q4】知事が贈答品を受け取っていることについて *

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

14. 【自由記述】※その内容について、具体的に記入してください。

15. 【Q5】知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について *

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

16. 【自由記述】※その内容について、具体的に記入してください。

17. 【Q6】 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて *

1つだけマークしてください。

- A : 目撃等により実際に知っている
- B : 目撃等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

18. 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

19. 【Q7】 知事のパワーハラスメントについて *

1つだけマークしてください。

- A : 目撃、経験等により実際に知っている
- B : 目撃、経験等により実際に知っている人から聞いた
- C : 人づてに聞いた
- D : 知らない

20. 【自由記述】 ※その内容について、具体的に記入してください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

文書問題調査特別委員会の運営方法等の見直し（案）について
（自由民主党議員団）

1 見直しの提案理由

令和6年7月19日に証人尋問を予定していた元県民局長が自死したことを受け、職員の中には、証言をすることにより不利益を被ることへの懸念や心理的ストレスを訴える声がある。

そのため、今後の証人予定者の安全を最優先する観点から、今一度、証人尋問の進め方を見直す必要があると考える。

2 見直しの内容

(1) 委員会運営

① 証人の意向に応じた委員会運営の徹底と「秘密会」のあり方の再検討

運営要領上では、プライバシー保護等の観点から、委員会を秘密会とすることができる旨定めているが、これは会議を非公開とすることが前提となっている。

ただ、非公開といえども、特に現役職員が証人となる場合において、業務時間中の離席等により委員会への出席が一定程度推測される可能性があるなど、他の職員に情報が知れ渡るおそれが全くないとは言い切れない。

そのため、業務時間外や県庁舎以外での開催を可とすることや、証言時の文字起こしソフトの利用など、証人の意向に応じて、その都度運用を協議するものとする。

② 適切な証人尋問の周知徹底

尋問については民事訴訟法が準用され、民事訴訟規則第115条では、証人に対する侮辱や誘導尋問等を禁止する措置がうたわれているが、それらに加えて、委員は証人に対して威圧的な言動等は厳に慎み、礼節をもって尋問することを周知徹底する必要がある。

③ 特別委員会アドバイザー（弁護士）による証人尋問に対する事前アドバイスの仕組みづくり

職員に対する証人尋問にあたっては、本人の事情を斟酌しながら、過度な心理的ストレスが生じないよう慎重に対応する必要がある。そのため、職位、経歴、文書での指摘内容の軽重などを踏まえ、アドバイザー（弁護士）に助言を求めながら、職員に配慮した委員会（証人尋問）の運営を図るものとする。

(2) 当局の対応

① 職員の不利益扱い等の禁止

証人となる職員に対する不利益扱い（不当な人事、非難や攻撃など）、パソコン等を含めたプライバシー調査や知り得た情報の公表などの禁止を徹底するものとする。

② 証言時における弁護士の同席やメンタルケア等の徹底

証人の心理的ストレスを軽減するため、証言時における弁護士の同席を認めるとともに、本人へのメンタルケア等の徹底を図るものとする。

ただし、メンタルヘルス相談の実施にあたっては、守秘義務を徹底すること。

なお、(2)①及び②については、先日、知事による職員向けメッセージが配信されたが、このたびの元県民局長の死亡を受け、改めて職員を含めた世間一般への発信を検討することを提案する。（例：委員長による記者会見など）

文書問題調査特別委員会 今後のスケジュールについて（試案）

	日時	項目等	内 容
第3回	7月19日(金) 13:30～	協議	・資料要求 ・アンケート調査の実施の可否 等
第4回	8月2日(金) 10:00～	協議	・証人尋問の取扱いの検討 ・証人出頭要求（8月下旬実施分） ・資料要求
この間にアンケート調査結果(中間報告)を委員間で共有			
第5回	8月下旬	証人尋問	[パワハラ等①] 午前：1～3人 午後：2～6人（30分～2時間/人）
		協議	・証人出頭要求（9月上旬実施分） ・資料要求
第6回	8月下旬	証人尋問	[パワハラ等②]
		協議	・資料要求
第7回	9月上旬	証人尋問	[贈答品等①]
		報告・協議	・アンケート調査結果(最終報告) ・資料要求
第8回	9月上旬	証人尋問	[贈答品等②]
		協議	・証人出頭要求（10月下旬実施分） ・資料要求
第9回	10月下旬	証人尋問	[優勝パレード等]
		協議	・資料要求
第10回	10月下旬	証人尋問	[その他]
		協議	・証人出頭要求（11月実施分） ・資料要求
第11回	11月	証人尋問	[総括①]
第12回 ～	11月	証人尋問	[総括②]
	11～12月頃		・調査報告書のとりまとめ

※1 必要に応じて、説明員の説明を求める

※2 調査の進捗状況によっては時期を前倒し又は延長

資料（記録）要求一覧

(R6.7.19委員会協議分)

No.	提出を求める資料	提出を求める選挙人 その他関係人
5	齋藤知事就任時からの知事公用車運行記録一式	兵庫県知事 齋藤 元彦
6-1	阪神・オリックス優勝パレードにかかる協賛金に関する資料（協賛各社ごとの金額別一覧（開催時点分、最終分別、大阪府及び兵庫県担当別内訳） ※兵庫県担当分については、協賛金を依頼した部局、責任者、依頼訪問日、電話依頼日が分かるもの	兵庫県知事 齋藤 元彦
6-2	当時の●●●●●●●●●●のパレード実施決定以降の業務 担当分野、業務記録、勤怠（休職にかかるものを含む）資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
7	令和6年5月2日に開催された綱紀委員会にかかる出席者、議事録、録音データ	兵庫県知事 齋藤 元彦
12	令和5年8月8日の齋藤知事の視察の記録、業務日誌などが分かる資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
13	令和5年7月の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●と兵庫県の連携協定締結時の記録、業務日誌などが分かる資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
14	令和5年度12月補正予算の「中小企業における経営改善・成長力強化支援」にかかる4億円の金融機関への補助額執行の内訳が分かる資料及び令和4年度の同様資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
15	阪神タイガース、オリックスバファローズ優勝記念パレードにかかる信用金庫からの寄付が分かる資料	兵庫県知事 齋藤 元彦
16	阪神タイガース、オリックスバファローズ優勝記念パレード実施のための寄附企業一覧	兵庫県知事 齋藤 元彦

資料（記録）要求一覧

(R6. 7. 19委員会協議分)

No.	提出を求める資料	提出を求める選挙人 その他関係人
17	齋藤知事個人が受け取った物品一覧表 ※齋藤知事自身が作成したもの	兵庫県知事 齋藤 元彦
18	齋藤知事が兵庫県として受け取った物品一覧表 ※秘書課が作成したもので可	兵庫県知事 齋藤 元彦
19-1	処分規定、過去の懲戒処分状況（5年分）	兵庫県知事 齋藤 元彦
19-3	令和6年7月5日の渡瀬氏と人事当局との接触記録 （誰が、渡瀬氏とどのような内容をやりとりしたか分かる資料）	兵庫県知事 齋藤 元彦

証人として招致された職員の守秘義務免除の申請・個別承認手続きにかかる包括免除措置の申入れ

2024年7月19日

理事 竹内英明

2024年7月12日に県の各部総務課の副課長らを集めた「総務課副課長等会議」が開催された。

その中で百条委員会に証人として呼ばれた職員の「守秘義務免除」についての対応が人事課から示され、「(百条)委員会から、職務上の秘密又は職務上知り得た秘密が含まれる事項について出頭又は出席の請求があった職員は、守秘義務免除の申請手続きを行う。」ことが定められている。終了後、各部の職員に周知するように指示があったとのことである。

この手続きには、「各部総務課長が承認する」との規定もあり、「職務上の秘密又は職務上知り得た秘密が含まれる事項」について証言する可能性がある場合は、事前に総務課長の承認をとっておかなければならない。

百条委側が職員を証人として招致するためには事前に委員会で議決することが必要だが、その際に、委員会でのような質問内容となるかなどの具体的内容は一切明らかにされない。つまり「職務上の秘密又は職務上知り得た秘密が含まれる事項」が質問されるかどうかについては委員会での質問まで知ることはできない。

にもかかわらず、守秘義務免除の手続きと称して、「職務上知り得た秘密」を証言する可能性のある職員は「事前に承認」の手続きをとれというのは、事実を述べようとする職員の大きな心理的負担となる。

手続きをとらない中で秘密にかかる質問が出た場合に、事前の承認をとっていないとして、虚偽の答弁をせざるを得なくなり、「5年以下の禁錮刑」となってしまう可能性もある。また、事前申請を経ずに秘密について証言した場合は、人事当局による処分の対象となる可能性が高い。

かかる規定は、県民に告発文書や疑惑の真実を明らかにするために開催される百条委の調査への形を変えた人事当局からの調査妨害といっても過言ではない。

先に出された齋藤知事による職員への百条委への協力を求めるメッセージとも矛盾する。

当該規定が具体的に協議された7月12日の副議長等会議以降、証言する可能性のある複数の職員から当該規定について強い懸念として示されているが、当該規定についての事実が確認できたことから正式に善処を求めるものである。

については、当該規定については撤回し、人事当局が職員に課す守秘義務解除事前承認については、証言する職員の申請によらず当然のこととして包括承認することを求める。以上申し入れる。





授乳室



救護室



